⑵　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その２）の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その２）の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

⑶　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑰」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

⑷　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙六十　挿入］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙六十一　挿入］

第７号の２様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第27項及び第48条の13第28項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その２）の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その２）の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

⑵　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

⑶　「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙五十九　挿入］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙六十一　挿入］

第７号の２様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［新設］